

議案第72号

利根沼田地域定住自立圏形成協定の一部変更について

定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、令和2年12月25日に昭和村と締結した利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を別紙のとおり締結することについて、沼田市議会の議決すべき事件を定める条例（平成28年条例第26号）第2条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

沼田市長 星 野 稔

利根沼田地域 定住自立圏の形成に関する協定の
一部を変更する協定書

沼田市・昭和村

利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

沼田市（以下「甲」という。）と昭和村（以下「乙」という。）は、令和２年１２月２５日に締結（令和５年９月２８日、令和６年９月２７日変更協定）した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第１ 生活機能の強化に係る政策分野(4)産業振興①広域観光体制の充実の次に次の表を加える。

② 地域内雇用の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の事業者の働き手の確保及び住民の働く場の確保のため、圏域が一体となって、その確保に向けた事業を実施するとともに、専門人材の養成を推進する。	甲は乙と連携し、地域内企業の雇用の推進、求人の充足及び就労者の定着に必要な事業を実施する。	乙は甲と連携し、地域内企業の雇用の推進、求人の充足及び就労者の定着に必要な事業を推進する。

別表第３ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野(1)人材の育成①圏域内自治体職員の交流・合同研修の表を次のように改める。

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内自治体の職員交流と、各職員の能力及び資質の向上を図るため、圏域内の共通課題等をテーマに合同研修を行う。	甲は、乙と連携して、圏域内自治体職員の人材育成のための研修事業を行う。	乙は、甲と連携して、圏域内自治体職員の人材育成のための研修事業を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その１通を保有する。

令和 年 月 日

甲 群馬県沼田市下之町８８８番地
沼田市
沼田市長

乙 群馬県利根郡昭和村大字糸井３８８番地
昭和村
昭和村長